

平成 27 年 9 月 25 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 白紙請求書に係る契約状況に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

白紙請求書を使用して支払っていた件の契約内容について

2 質問の要旨

1. 平成 26 年、27 年に於いて白紙請求書を使用して支払った事業に関して、この支払先と本市との契約について、各条項どのような内容が、記されているのか。全条一字一句全ての支払先との契約について明らかにせよ。
2. 白紙請求書問題に関して、市長は何故、一部議員にのみ資料を任意提出するのに、自発的に議長・副議長には提出しないのか。
3. 一部議員に対しては資料を提出していることについて、議長・副議長から見せるように要望や意見、抗議はなかったか。
4. 本件に係り、市が一部議員には資料提供しているが、議長、副議長という全ての議会運営に責任をもつ者が、状況把握出来ていない状況は不適切と考えるが、正副議長が把握していない資料の内容は何か。全て明らかにせよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 30 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を実施する可能性もある為、速やかに答弁を求める。)